

○小西洋之君 民進党・新緑風会の小西洋之でございます。藤田委員に続き、御質問をさせていただきます。

この度の審議の対象になっているACSAでございますけれども、私は一議員として、このACSAが対象としている存立危機事態あるいは重要な違憲の自衛隊の行動を前提とし、かつ法的にそれを対象としているものでありますので、私はこ

れは、このACSAは違憲無効の条約であると、憲法に照らして違憲無効の条約であるということを、まず国民代表の国会議員としてこの委員会の場で申させていただきたいと思います。その上で質疑をさせていただきます。

まず、稻田大臣に伺います。

このACSAが適用される存立危機事態、集団的自衛権行使でございますけれども、昨年の臨時国会から、私は稻田大臣に対して、安倍政権の集団的自衛権を合憲とする唯一の根拠、今私が手に持っておりますいわゆる昭和四十七年政府見解、この中に、これが作られた当時から、作った吉國内閣法制局長官らの手によって、彼らの頭の中に、集団的自衛権行使を許容する憲法九条の基本的な論理なるものが頭の中に存在して、それが書き込まれた、つまり、これは集団的自衛権は合憲と書いてある文書である。じや、この前後にそういう政府見解つてあるんですか、国会答弁であるんですかと聞くと、当然、ありませんと安倍内閣は言います。ただ、これだけは作られたときから集団的自衛権が合憲と書いてある政府見解である。ゆえに、安倍政権の解釈変更は従来の解釈の枠内のものであり、その具体的な当てはめであつて、違憲でないと、そういう主張をされております。

今私が申し上げた内容ですけれども、お手元に配らさせていただいている配付資料ですね、配付資料の議事録でそれども、右の六月十一日の横畠長官答弁、そして下の八月三日、それぞれ平成二十七年ですけれども、その答弁。左が昨年の十月二十日の稻田大臣の答弁で、稻田大臣の一番下の答弁箇所でございますけれども、私の質問、平成二十七年六月十一日、また八月三日の横畠長官に対する質問で、その長官の答弁ですね、答弁の法理を政府として稻田大臣は引き継いでいるかということを聞きましたら、そういうことでございましたというふうに言つております。

つまり、安倍内閣の解釈変更というのは、ある社会的な事実、この四十七年見解の中に集団的自

衛権が作られたときから合憲と書いてあるかどうか、それが事実であれば、安倍政権の主張によれば合憲になるかもしれないけれども、これが事実でなければ何の根拠もない不正行為。かつて、S T A P 細胞がありましたという科学における一大事件がありましたけど、あれと同じで、ある事実の捏造によってある法論理を捏造したという単なる、といつても我が国の民主制における空前絶後の暴挙となるわけでございます。

まず、稻田大臣に伺います。

先日の参議院の本会議、このACS Aの私が代表質問をさせていただいたときの安倍総理に伺った質問を稻田大臣にさせていただきます。自衛隊員の命を預かる大臣として、自衛隊員の命と尊厳に懸けて、逃げることなく答弁ください。

稻田大臣がこの昨年の十月の二十日において、しゃつたように、この四十七年政府見解の中に、それを書いた吉國長官らの当時の頭、理解の中に、憲法九条において集団的自衛権が可能であるというそういう基本的な論理があつて、それを書き込んだというふうに言つておられるんすけれども、この四十七年見解が作られた当時から、作つた人たちの手によつて集団的自衛権が合憲と書かれた文書である。それが事実ではない、もしそれが事実でなければ、稻田大臣は防衛大臣を辞職するとともに、憲法尊重擁護義務を負う国会議員、国会議員も辞職すると、その覚悟を持つて今防衛大臣をお務めになつていると、そういう理解でよろしいでしようか。その覚悟についてだけ端的にお答えください。

○国務大臣(稻田朋美君) まず、四十七年見解ですね、その四十七年見解の基本的な論理、これを分かりやすく申し上げますと、憲法九条の下でも……(発言する者あり)

○委員長(宇都隆史君) 答弁中ですので、御静粛に願います。

○国務大臣(稻田朋美君) 外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処する場合

には、例外的に自衛のための武力の行使が許されるというものなんです。(発言する者あり) 政府見解は。そうなんです。

平和安全法制においても昭和四十七年の政府見解で示した憲法解釈の基本論理は全く変わっていませんし、そして、憲法九条についての唯一の最高裁判であるところの砂川判決の考え方とも軌を一にしております。憲法の解釈を最終的に確定する権能を有する唯一の機関は最高裁です。これは憲法に規定されていますけれども。そして、平和安全法制はその考え方方に沿つた判決の範囲内のものであります。憲法に合致したものであります。

また、この平和安全法制は、国権の最高機関である国会で三百時間を超える充実した審議の下、野党三党の賛成も得て成立をし、現行憲法の下で適切に制定されたものであります。平和安全法制に関する議論では、安倍総理から、その内容及び法の施行について、内閣の長たる内閣総理大臣として、そして自衛隊の最高指揮官としてあらゆる責任を負う覚悟でありますと答弁されております。私も、安倍内閣の一員としてしっかりと職責を果たしていくと覚悟であります。

○小西洋之君 今、安倍総理の三十一日の代表質問での答弁を引用されておりましたけれども、ちなみに安倍総理は内閣総理大臣としてあらゆる責任を負うというようなことをおつしやつてはいたのですが、私が明示にお尋ねいたしました内閣総理大臣を辞職するか、辞職するということについてでは答弁はありませんでした。また、国会議員を辞職する覚悟があるかということについても答弁はございませんでした。

稻田大臣に重ねて伺います。大臣の下の全自衛隊員は、服務の宣誓、全ての自衛隊員がこのような宣誓を行つております。我々自衛隊員は、憲法及び法令を遵守し、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託に応えるという命の宣誓を行つております。つまり、自衛隊員は、稻田大臣がおつしやつておられるところの吉國長官、あるいはそれを作ったときの吉國長官、あるいはそれを作った當時の眞田次長、あるいは角田第一部長の見解前後

をする安倍内閣の手によつて解釈変更して作られた新しい憲法九条の解釈、そしてその下での安保法制を遵守して、その下での集団的自衛権の発動にも合致しているし、憲法にも合致しているとすることを述べております。その上で、安倍内閣懸けで戦うというふうに誓つているわけでございます。

稻田大臣に重ねて伺います。覚悟だけを端的にお答えください、覚悟だけを。自衛隊員の信用を失いますよ。防衛大臣として、昭和四十七年政府見解が作られたときからその中に集団的自衛権は合憲と書いてあるというその安倍内閣の主張が事実に反する場合は、自衛隊員の服務の宣誓、命懸けの宣誓に照らして、大臣を辞職し、そして国会議員を辞職するその覚悟を持つて今防衛大臣としての職責にいる、そういう理解でよろしいですか。覚悟だけをお答えください。

○国務大臣(稻田朋美君) まず、その四十七年見解に対する前提が全く違う中でその質問にお答えする必要はないと考えますし、先ほどから申し上げておりますように、安倍内閣の一員としてしっかりと職責を果たしていくと覚悟であります。私は、安倍内閣の一員としてしっかりと職責を果たしていくと覚悟であります。

○小西洋之君 前提が違うんでしたら、それが事実だというふうに、四十七年見解の中に集団的自衛権が存在するという安倍内閣の主張が事実といふのは安倍総理は内閣総理大臣としてあらゆる責任を負うというようなことをおつしやつてはいたのですが、私が明示にお尋ねいたしました内閣総理大臣を辞職する覚悟があるかということについても答弁よね。

でしたら、その御自分の事実の確信、しかも、稻田大臣、あなたは弁護士じゃないですか。法の専門家じゃないですか。そのあなたの事実の確信に基づいて、もしそれが事実でないんであれば、大臣を辞職し、かつ国会議員を辞職する、そういうふうに理解してよろしいですか。その覚悟を答弁ください。

○国務大臣(稻田朋美君) まず、この平和安全法制が憲法に違反しているという前提で委員は御質問されております。しかし、私は、憲法に合致しているし、さらには与党だけではなく野党三党の賛成も得て、より幅広い合意を形成した上で成立をしている法律でございます。

○国務大臣(稻田朋美君) まず、この平和安全法制が憲法に違反しているという前提で委員は御質問されております。しかし、私は、憲法に合致しているし、さらには与党だけではなく野党三党の賛成も得て、より幅広い合意を形成した上で成立をしている法律でございます。

○小西洋之君 最高裁で違憲判決が確定しても国務大臣及び国会議員を辞職する覚悟するらないということ、答弁だというふうに理解をさせていただきます。

今、仮定的なこと、非常に失礼極まりないことをおつしやつてはいたけれども、昭和四十七年政府見解が何の法理的な論理もない單なる不正行為であることは、四十七年見解を作つたときの吉國長官、あるいはそれを作った當時の眞田次長、あるいは角田第一部長の見解前後

は事実でございます。

しかしながら、私は、この平和安全法制、最高裁判にも合致しているし、憲法にも合致しているとすることを述べております。その上で、安倍内閣の一員としてしっかりと職責を果たしていくことについても尽きるということでございます。

○小西洋之君 三度覚悟をお伺いして、何もお答えになりませんでした。

では、稻田大臣に伺います。将来、内閣において集団的自衛権を発動して、その発動における自衛隊員の死傷を原因として、あるいはほかの国民でも結構です、の死傷を原因としてでも結構です、国家賠償の訴訟が起こされて、最高裁で安倍政権の解釈変更是違憲無効である、安保法制の集団的自衛権に関するものは違憲無効であるという最高裁判決が確定した場合に、あなたは大臣を辞職し、そして国会議員を辞職する、そういう覚悟で今防衛大臣を務めているという理解でよろしいですか。覚悟だけ端的にお答えください。

○国務大臣(稻田朋美君) まず、この平和安全法制が憲法に違反しているという前提で委員は御質問されております。しかし、私は、憲法に合致しているし、さらには与党だけではなく野党三党の賛成も得て、より幅広い合意を形成した上で成立をしている法律でございます。

○小西洋之君 最高裁で違憲判決が確定しても国務大臣及び国会議員を辞職する覚悟するらないということ、答弁だというふうに理解をさせていただきます。

の国会答弁、また、昨年、私、この委員会の場で御紹介しましたように、角田当時の第一部長、後に長官、最高裁判事にもなられた方ですけれども、御存命でございまして、生き証人として、四十七年見解に集団的自衛権は合憲と書いているそういう文書ではないと、當時誰もそんなことは考えていなかつたというふうに明言しているところでございます。また、同時に作られたいわゆる防衛庁政府見解には、四十七年見解の同盟国などに対する外国の武力攻撃という読替えが法的な論理として絶対許される余地がないことが明白々々に示されております。

こうした安倍政権の解釈変更が不正の行為であるということについては、昨年の朝日新聞、東京新聞などの社説報道、憲法学者の学術論文。安倍内閣だけです、合憲だと言っているのは、そのことだけ申し上げさせていただきたいと思います。

今の中田大臣の答弁を伺つて、まさに政権奪還して、自衛隊員を、違憲の戦争で殺される前に自衛隊員を守らなければいけない、我々民進党のその責務というのを改めてかみしめさせていただいたところでございます。

では、ちょっと重ねて伺います。このACSAの運用を担う中田大臣の教育勅語に関する認識について伺います。

本日は、その前提として、水落副大臣、大変お忙しい中、お越しいただきました。副大臣は、四年前にいじめ防止対策推進法、私も与野党協議の責任者の一人を務めさせていただいたんですねけれども、参議院選挙前に国会が、日程が荒れた、荒れる直前に、子供たちのためにその法案を通してくださつた、本当に心から尊敬する政治家でございます。本来、義家副大臣にお願いをしていたんですが、ちょっととほかの委員会との関係で水落副大臣にお越しいただいたということことで、尊敬する大臣に恐縮ですが、私も公務でございますので、ちょっとと心を鬼にして教育勅語の問題について伺わせていただきたいと思います。

まず初めに伺わせていただきます。

さきに民進党の議員の質問主意書、あるいは
もっと言うと安倍内閣で下村文科大臣が着任され
てから実は教育勅語に関するその法解釈は変わつ
てしまっているんですけれども、今、安倍内閣
は、憲法や教育基本法などに違反しない形であれ
ば教育に関する勅語、教育勅語を教材として用い
ることまでは否定されていることではないという
ような見解を示しております。

では、副大臣に伺いますけれども、具体的に、
教育勅語を学校教育で使う場合に、憲法や教育基
本法などに反しないような形というのは具体的に
どういう用い方を考えていらっしゃるんでしよう
か。こういう答弁をされているわけですから、当
然具体例を念頭に置いてのことであるはずですが
れども、お願ひいたします。

○副大臣(水落敏栄君) お答えいたします。

育勅語を教育現場で使う教材として、その具体例について、政府参考人でも結構ですのでお願ひいたします。

○政府参考人(白間竜一郎君) お答え申し上げます。

具体的例についての御質問でございますけれども、今副大臣の方から御答弁させていただきまして、たとおり、各学校において教材を用いてどのような教育活動が行われるかということにつきましては、各校長、設置者の判断と責任で行われるといふものでございますので、基本的に各学校における個別具体的の教材的是非について文部科学省において判断する立場にはないと、このように御答弁させていただいているところでございます。

○小西洋之君 今の審議官の答弁はとんでもない答弁でございまして、配付資料の次のページをお読みください。これは、愚見でござりますが、どうぞ。

の学校にまだ残っていた教育勅語の謄本を全部回収するようなことを文科省はしているわけですが、ますけれども、にもかかわらず、何らかの形で教育に関する勅語を教材として用いることは否認されないというふうに文科省おっしゃつていて、ですから、具体的な例があるはずです。

先ほどの審議官の答弁は各学校の御判断といたしまして、どうなことを言いましたけれども、文科省としては、こうした政府見解を出したときに念頭に置いている具体的な活用例を述べてください。

○政府参考人(白間竜一郎君) 繰り返しで恐縮でござりますけれども、各学校において教育活動がどのように行われるかということについては、校長、設置者の責任においてなされるということがござりますし、仮にこれが、教育勅語は法制上封기가もう喪失しているというわけでござりますが、

○政府参考人(白間竜一郎君) お答え申し上げます。
具体的例についての御質問でございますけれども、今副大臣の方から御答弁させていただきましたとおり、各学校において教材を用いてどのような教育活動が行われるかということにつきましては、各校長、設置者の判断と責任で行われるというものでございますので、基本的に各学校における個別具体的な教材の是非について文部科学省において判断する立場にはないと、このように御答弁させていただいているところでございます。
○小西洋之君 今の審議官の答弁はどんでもない答弁でございまして、配付資料の次のページをおめくりいただけますでしょうか。これは、過去、衆参の本会議で教育勅語の排除等ということで決議をされた決議文でございます。
衆議院の方を上に置いておりますけれども、教育勅語の根本理念は主権在君、あと神話的国体觀に基づいているので、明らかに基本的人権を損なうとする、國際信義に対しても疑念を残すもとなるので、趣旨説明の中で、教育勅語が持つところの相違の本原理を我々としては現在認めることができない、新憲法の精神に合致し難い。参議院の趣旨説明においては、教育勅語の性格の問題は要しまずするに、教育基本法に関する知識が普及し、その精神が徹底することによりまして一層明瞭にならる、一層新憲法及び教育基本法の理念の普及徹底に全力を挙げて努めなければならない責任を痛感するというふうに言わわれているところでござります。
これらの趣旨説明やこれらの決議、当時の文科大臣は尊重する、また松野大臣も前回の予算委員会で尊重しているということをおっしゃられておりましたけれども、であるならば、であるならば、憲法や教育基本法の根本理念と相反するものである、だからこそ、この本会議の決議で、全國

の学校にまだ残っていた教育勅語の謄本を全部取り戻すするようなことを文科省はしているわけでござりますけれども、にもかかわらず、何らかの形で教育に関する勅語を教材として用いることは否されないというふうに文科省おしありついているわけですから、具体的な例があるはずです。

先ほどの審議官の答弁は各学校の御判断といふようなことを言いましたけれども、文科省としては、そうした政府見解を出したときに念頭に置いてある具体的な活用例を述べてください。

○政府参考人(白間竜一郎君) 繰り返しで恐縮ですが、ございますけれども、各学校において教育活動がどのように行われるかということについては、校長、設置者の責任においてなされるということとございまして、仮にこれが、教育勅語は法制上封暴力がもう喪失しているというわけでござりますので、こういったことも含めた、法令上に照らして適切でないということであれば、設置者ないし教育委員会において適切に対応がなされるものであると考えております。

○小西洋之君 全く具体的な答弁ありません。

じゃ、審議官に伺いますけれども、憲法や教科書などに反しないような形で教育に関する封暴力を教材として用いることまでは否定されるのではないかというこの安倍内閣、政府の見解は、文科省において、教材として持ち得る、具体的な用語を教材として用いることまでは否定されるというふうに理解していいですか。想定され定せずに作られた国会に対して行わたった答弁でもいるのでしたら、その具体的な想定例をここで具体的に答弁してください。ないんだつたらないじ明確に答弁してください。

○政府参考人(白間竜一郎君) 先ほど御答弁させさせていただきましたとおり、具体的な教材の活用是非について、文部科学省としてはその判断をされる立場にはないということを申し上げたところがございます。

また、小西議員の御指摘の、教材として活用することを否定するものではないということにつきましては、

ましては、先般の質問主意書におきまして、教材を学校で用いるべきことを禁止すべきではないかというお問い合わせいたしましたから、これについて、先ほど副大臣からも御答弁させていただきましたように、教材の法律的な性格上必ずしも否定すべきものではないと、こういった答えになつたものであるというふうに理解しております。

○小西洋之君 否定されるものではないと言つておられる以上、どういう場合に否定されないのか具体的なケースを想定しないとそういうことは答弁できなのはずなんですけれども。何度もお尋ねしても同じ答弁ばっかりされていますので、これが安倍内閣の真意、教育勅語を何とかして各地域の学校で使わせたい、そういうふうにしか理解できないところでございます。

じゃ、審議官に重ねて伺いますけれども、この教育勅語、学校で学習指導要領、幼稚園でしたら幼稚園の教育要領などに基づいて、特に学校の指導要領の中では父母や祖父母などへの敬愛、家族は協力してというようなことを教えるところがござります。教育勅語を、親孝行ですね、家族のために励みましょうといったような親孝行を積極的に評価する目的を持つ教育の中では教育勅語を使うことは憲法や教育基本法などに違反しないんでしょうか、するんでしょうか。明確に答弁ください。通告しております。

○政府参考人(白間竜一郎君) 繰り返しになつて恐縮でございますけれども、具体的な教材を用いてどのような教育活動が各学校で行われるかということについては、各設置者、校長の判断ということでおざいますので、文部科学省において判断するということではございません。

一方で、学習指導要領におきまして、この道德科の内容項目等につきまして、今、小西先生御引用なされました、例えば友達と仲よくするですとか、そういった内容についてはこれは学習指導要領の中でも記載されているところではございます。

○小西洋之君 ちょっともう一回だけ聞かせていただけて、ちょっと是非理事にもお願いを、答弁によつてお願ひさせていただきたいと思います。

もう一回聞きます。文科省において、学習指導要領で、父母や祖父母を敬愛し、家族協力し、今くしというようなことです、書いてありますけれども、教育勅語を、今申し上げたような親孝行、あるいはお友達と仲よく、あるいは兄弟仲よく、や友達仲よく、そうした道徳を積極的に評価するそういう教育の中で、そういう教材として、そのための教材として使うことは教育基本法やあるいは憲法などに照らして許されるんでしょうか。許されるのかどうか、明確に。そういう考えがないんだつたら、考えはないと答弁してください。

○政府参考人(白間竜一郎君) 教育勅語は、先生が持つていいことになりますので、文科省としての見解を具体的にお示しください。

○政府参考人(白間竜一郎君) 繰り返しで恐縮でございますけれども、教育勅語を用いるということについては、これは教材を各学校でどう用いるかということござりますので、これについてございますけれども、教育勅語を用いるといふことは、基本的に各学校における個別具体的の教材の是非について文科省として判断する立場にないということでお答えを申し上げているところでござります。

○小西洋之君 先ほど申し上げましたように、過去の衆参の本会議決議においては、憲法の基本理念、基本原理に反すると、基本的人権を損なつものであるというふうに言つてゐるわけですから、その使われ方について、しかも、教育勅語の本来の本旨を積極的に評価するような使われ方に対し反するというものであれば当然それは適切でないということでござりますので、これは設置者なりがもしも日本国憲法あるいは教育基本法の趣旨に違つたものであると思つております。(発言する者あり)

○委員長(宇都隆史君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(宇都隆史君) 速記を起こしてください。

ないで、一般論として、文科省として、幼稚園において幼稚園児に教育勅語を暗記させてそれを暗唱させる、そのような教育をやつてゐる場合に、そのような教育は憲法と教育基本法に違反すると考へているかどうか、違反しないとお考へなされたら、その理由も含めて答弁ください。

○政府参考人(白間竜一郎君) 教育勅語について文部科学省としては、基本的に各学校における個別具体的な教材の是非について判断する立場にはないということでお答えを申し上げているところでござります。

○政府参考人(白間竜一郎君) 文部科学省としての見解は、憲法と教育基本法に違反すると考へているかどうか、違反しないとお考へなされたら、その理由も含めて答弁ください。

○政府参考人(白間竜一郎君) 教育勅語につきま

しては、これはもう法制上の効力がないというも

ので、「さ」いますので、これを教育の唯一の根本として学校教育で扱うということについては、これには適当でないといふことは申し上げるまでも「さ」いません。

その上で、各学校において、各幼稚園においてどのような教育活動、教材を用いるかについては文部科学省において判断する立場ではないということを申し上げているところでございます。

んですけれども、この国会で作られたもう數え切れないほどの法律ですけれども、それぞれの都道府県や市町村に管理監督を委任している法律、山のようになります。ただ、最終的に全ての、当たる前ですけれども、ここにいらっしゃる先輩、同僚の先生方、皆さん、百も御承知のことですけれども、法解釈はその霞が関の各省が担うわけでござります。もう先ほどからひたすら逃げの答弁をしておりますけれども。

いや、お手元の資料の配付資料の三ページを御覧いただけますでしょうか。先ほどから文科省がおっしゃつてはいる、教育勅語を教育の唯一の根本というふうに扱つてはいるような教育は駄目ですとうふうなことはおっしゃつておるんですけども、そうした教育をやつてはいる学校が実は塙本幼稚園でござります。

塙本幼稚園の一日のホームページでも、その二か月ぐらいの間、ずっとこのホームページ掲げていらっしゃるんですけども、三ページですね。「教育内容」、「毎朝の朝礼において、教育勅語の朗唱、国歌君が代を斉唱します。」というふうに書いてあります。右に行つていただいて、その「教育内容」の続きですけれども、「十二の徳目」ですね。「塙本幼稚園の教育は、国を愛し人を愛する心を育て、小さな頃より心身ともに鍛え、鍛え実

ます。」といふうに書いております。「教育の根柢は下記の十二の徳目を根幹とし」というのが実はその下の方に行つていただくと、「十二の徳目には基となつてゐるものがあります。」ちょと飛ばさせていただいて、明治天皇が、教育方針を明らかにするために明治二十三年十月三十日、教育勅語という形で発されましたといふうに書いてあります。

つまり、これ通告しておきますけれども、家本功

稚園の教育の根幹は教育勅語であり、教育勅語に基づく十二の徳目であるというふうに文科省として認識しているという理解でよろしいですね。

○政府参考人(白間竜一郎君) 森友学園塚本幼稚園において、今ホームページを御紹介になられましたけれども、具体的にどのような教育が行われているか、そしてそれが法令等に照らして適切なものであったかどうかということについては、現在大阪府においてこのホームページ、リニューアル

ルのホームページもございますけれども、これらも含めて現在確認をしているところということです。ございますので、大阪府において適法に、適切に対応されるものと思いますし、またそれを文科省としては注視をしているところといたします。

全てこの問題を取り上げて文科省がなぜ行政導導をしないのかということを申し上げました。実は、配付資料の五ページを御覧いただきたいんですけれども、先ほど申し上げました教育勅諒に対する解釈は、第二次安倍内閣によつて下村大臣の下で、私の確認している限り、全く百八十度変えられています。その下で今恐ろしい教育が行わされている、広がろうとしているわけでござります。

されて、眞ん中の当時の瀬戸山文部大臣でござりますけれども、率直に言つて遺憾なことである。ちよつと飛ばしていただいて、太い字ですけれども、そこで文科省といたしましては、その事態を承知いたしまして、これはいわゆる島根県の認可学校でございますから、島根県を通じてそういうことのないように指導をしてくれと、こういうふうとを今勧告しておる。当時の地教行法の仕組みで文部省は大勘定、今でもその地教行法の仕組みで文部省は大

阪府に対し、塙本幼稚園を所管する大阪府に対して指導、是正、また地方自治法上の措置もございますが、できるわけでございます。その後、年明けて一月の二十五日ですけれども、どういう状況ですかと云ふと、そういう行政指導をしつかりやっているということを言つてゐるわけでござります。

文科省に伺いますけれども、中曾根内閣時代には私立高校における教育勅語の朗説について文科省

うに考えております。
一方、森友学園の塙本幼稚園につきましては、現在大阪府において状況の確認ということをしていただいているということでござりますので、文部科学省としては、それに対する大阪府の対応を見極めた上で対応してまいりたいと考えているところでございます。

の私立高校における朗読という教育を、率直に言つて遺憾なことであると思つておりますといふに明言しております。

とレシピなどてござりますの、文部科学省としてはこれを注視してまいりたいということござります。

うに考えております。
一方、森友学園の塙本幼稚園につきましては、現在大阪府において状況の確認ということをしていただいているということでござりますので、文部科学省としては、それに対する大阪府の対応を見極めた上で対応してまいりたいと考えているところでございます。

すね。そうしたことも今、安倍内閣は何もしていないわけでございます。それでもう何か月もたとうとしている。少なくとも遺憾と思っているという見解をお持ちのかどうかだけ答弁ください。

○政府参考人(白間竜一郎君) 先ほど御答弁させていただきましたように、昭和五十八年の事例では、式日にまさに教育勅語を奉読するといったようなこと、また、島根県が当該高校に指導しているなかつたというようなことから県に対し指導を行つたという中で、遺憾があつたということで御答弁がなされているというふうに思つております。

塚本幼稚園については、先ほど御答弁させていただいたとおり、大阪府の対応を踏まえまして文部科学省として対応してまいりたいと考えております。

○小西洋之君 もう何度も伺つても答えないでの、安倍内閣として、幼稚園児の教育勅語の暗記、齊唱といふもの止めないと、認めていたと、そういうふうに理解をさせていただきます。

稻田大臣は、二月二十三日の衆議院の予算委員会でこういうふうにおっしゃっておられます。一言一句読み上げますけど、「そして、そこで文科省がおっしゃっている丸覚えをさせることに問題があるということに関しては、どうなのかなと思ひます。」といふふうにおっしゃつております。

つまり、稻田大臣は、塚本幼稚園の教育勅語の幼稚園児の暗記、齊唱について、問題があるといふことに關してはどうなのかと。実は、このとき文科省の担当者が丸暗記は問題だといふに稻田大臣に説明したらしいんですけども、稻田大臣は丸暗記、丸覚えについては問題がないというふうにおっしゃつているんですけども、この見解、今も変わりませんでしょ。先ほど御説明しました衆議院と参議院の本会議の過去の決議、教育勅語を排除する、憲法及び教育基本法の根本理念に反すると、そうした決議も踏まえながら答弁いただけますでしょうか。

○国務大臣(稻田朋美君) まず、教育勅語は防衛大臣の所管ではなく、お答えする立場にはあります。教育勅語を戦前のように教育の唯一の根本理念として復活させるべきとは考へてはおりません。

また、塚本幼稚園を含め、学校等における具体的な教育方法についても防衛大臣の所管ではなく、お答えは差し控えたいと思います。

○小西洋之君 さきの代表質問で伺いましたけれども、教育勅語というのは、かつて全日本兵が携帯を義務付けられた軍人手帳の中に軍人勅諭とともに明記をされていて、教育勅語の本旨というのは、いざというときは天皇陛下のために命を懸ける忠勤の徳目を書いたものでござります。

それを幼稚園児が暗記することを否定しない方が防衛大臣にいるということは、私は防衛大臣の職責に照らして極めて問題であると思ひます。なぜならば、自衛隊は、先ほどの御紹介した服務の宣誓にあるとおり、いざというときには身をもつて責務の完遂に努めると、そういうことを誓つておられるのは全く考へておりません。

また、さきの大戦に関して福島みづほ委員からお尋ねがありましたけれども、それについての認識は戦後七十年の内閣総理大臣談話で述べられたとおりで、そういった尊い犠牲の下に現在の日本の平和があることをかみしめて、私は防衛大臣として、我が国の平和と安全、国際社会の平和と安定に全力を尽くす所存でございます。

○小西洋之君 稲田大臣は、かつて教育勅語が天皇陛下のためにいざというときは命を懸けて戦いなさい、命尽くしなさいという内容だったんですね。これについては争いはありません、ありません。そういう教育勅語の下で、かつての赤紙一枚で微兵された日本兵が、無残な特攻隊やあるいは玉碎攻撃を始めとしたようなそつした死に方、あるいは、日本国民の皆さんのが空襲、かつて防空法火を消せという、守れというような法律がありましたが、教育勅語の下で、かつての日本兵

されなければいけない根本的な理由だと思いますけれども、一面的な考え方だといふにお考へなうでしょ。か。防衛大臣として、教育勅語の丸暗記を否定しない、否定するということを明言しなかつたり、教育勅語には日本社会が取り戻すべきそういう精神がある。そうしたお考へはせんが、先ほど来御答弁ありますように、教育勅語を戦前のように教育の唯一の根本理念として復活させるべきとは考へてはおりません。

また、塚本幼稚園を含め、学校等における具体的な教育方法についても防衛大臣の所管ではなく、お答えは差し控えたいと思います。

○小西洋之君 さきの代表質問で伺いましたけれども、教育勅語については、かつて全日本兵が携帯を義務付けられた軍人手帳の中に軍人勅諭とともに明記をされていて、教育勅語の本旨というのは、いざというときは天皇陛下のために命を懸ける忠勤の徳目を書いたものでござります。

自衛官に関して言えば、先ほど来先生が御指摘になつてゐるよう、自衛隊法五十二条に定める職責に照らして極めて問題であると思ひます。天皇が臣民たる国民に与えた天皇に対する忠勤の徳目を書いたものでござります。

それを幼稚園児が暗記することを否定しない方が防衛大臣にいるということは、私は防衛大臣の職責に照らして極めて問題であると思ひます。なぜならば、自衛隊は、先ほどの御紹介した服務の宣誓にあるとおり、いざというときには身をもつて責務の完遂に努めると、そういうことを誓つておられるのは全く考へておりません。

また、さきの大戦に関して福島みづほ委員からお尋ねがありましたけれども、それについての認識は戦後七十年の内閣総理大臣談話で述べられたとおりで、そういった尊い犠牲の下に現在の日本の平和があることをかみしめて、私は防衛大臣として、我が国の平和と安全、国際社会の平和と安定に全力を尽くす所存でございます。

○小西洋之君 稲田大臣は、かつて教育勅語が天皇陛下のためにいざというときは命を懸けて戦いなさい、命尽くしなさいという内容だったんですね。これについては争いはありません、ありません。そういう教育勅語の下で、かつての赤紙一枚で微兵された日本兵が、無残な特攻隊やあるいは玉碎攻撃を始めとしたようなそつした死に方、あるいは、日本国民の皆さんのが空襲、かつて防空法火を消せという、守れというような法律がありましたが、教育勅語の下で、かつての日本兵

されなければいけない根本的な理由だと思いますけれども、一面的な考え方だといふにお考へなうでしょ。か。防衛大臣として、教育勅語の丸暗記を否定しない、否定するということを明言しなかつたり、教育勅語には日本社会が取り戻すべきそういう精神がある。そうしたお考へはせんが、先ほど来御答弁ありますように、教育勅語を戦前のように教育の唯一の根本理念として復活させるべきとは考へてはおりません。

また、塚本幼稚園を含め、学校等における具体的な教育方法についても防衛大臣の所管ではなく、お答えは差し控えたいと思います。

○小西洋之君 さきの代表質問で伺いましたけれども、教育勅語については、かつて全日本兵が携帯を義務付けられた軍人手帳の中に軍人勅諭とともに明記をされていて、教育勅語の本旨というのは、いざというときは天皇陛下のために命を懸ける忠勤の徳目を書いたものでござります。

自衛官に関して言えば、先ほど来先生が御指摘になつてゐるよう、自衛隊法五十二条に定める職責に照らして極めて問題であると思ひます。天皇が臣民たる国民に与えた天皇に対する忠勤の徳目を書いたものでござります。

それを幼稚園児が暗記することを否定しない方が防衛大臣にいるということは、私は防衛大臣の職責に照らして極めて問題であると思ひます。なぜならば、自衛隊は、先ほどの御紹介した服務の宣誓にあるとおり、いざというときには身をもつて責務の完遂に努めると、そういうことを誓つておられるのは全く考へておりません。

また、さきの大戦に関して福島みづほ委員からお尋ねがありましたけれども、それについての認識は戦後七十年の内閣総理大臣談話で述べられたとおりで、そういった尊い犠牲の下に現在の日本の平和があることをかみしめて、私は防衛大臣として、我が国の平和と安全、国際社会の平和と安定に全力を尽くす所存でございます。

○小西洋之君 全く何も答えていませんけども、冒頭、憲法違反の最高裁判決が確定しても大臣も議員辞職もする覚悟ないというふうに、その覚悟について明言、何も答弁されませんでしたけれども、その根底に、稻田大臣は、我々と同じ仲間、市民である自衛隊員の命や尊厳に対する思い、理解、日本国憲法が保障している自衛隊員の個人の尊厳、命、そうしたものに対する根本的な理解を欠いていると、そうしたこと御指摘させていただきたいと思います。

○国務大臣(稻田朋美君) 教育勅語の解釈に関しても、ちよつとACS Aの内容について伺わせていただきます。

防衛大臣たる者は、自衛隊員の命と尊嚴、個人の尊嚴の尊重という一番大切な価値について誰よりも理解していかなければ私はいけないと想ひます。

こういう大臣の下でのACSAの運用、もうそれ自体が私はあつてはならないことだと思います。

あらうと、こうひう現実を理解をすることができたというふうに考えておいでござります。

○小西洋之君 どうも副大臣、ありがとうございました。

を含む幅広い後方支援への期待が示されておりました。また、何度かここでも御議論がありました

す。
これ、政府参考人に伺いますけれども、この度

このような実態を踏まえて検討を行つた結果、委員御指摘のとおり、武力行使との一体化論その

では、ちょっと続けさせていただきます。

が、過去に、南スーダンPKOにおいて、国連からの緊急の要請を受けて、陸上自衛隊の部隊が保

のACSAにおいて、いわゆる重要影響事態などにおけるその後方支援ですね。現に戦闘現場が、行われている現場であれば武力行使の一体化は生じないという解釈を七・一閣議決定の中で初めて作られているわけでござりますけれども、七・一の閣議決定の中には、自衛隊の海外派遣の実経験、実際の経験を勘案してそのような法解釈に至つたということが書いてあります。具体的に、自衛隊の過去のどこの派遣のどういう活動で戦闘、現に戦闘現場が、行われている現場以外であれば武力行使の一体化は生じない、つまり戦闘現場の真横、だつたら起きないということなんですかれども、そういう解釈に達せられたのか、具体的な自衛隊の活動、そしてそこから得られた経験について、具体的な派遣の名前、派遣の地域等々も含めて答弁ください。

ものは前提としておりますけれども、補給あるいは輸送等の活動を行う場所が現に戦闘行為が行われている現場ではない限り、その活動は他国の武力の行使と一体化するものではないと、このように判断をしているわけでござります。

○小西洋之君 今おっしゃられたように、客観的に戦闘現場である場所としない場所が区別できるという多分こんな法解釈を持つてゐる政府は全世界の中で日本政府だけだと思ひますけれども、それが得られた自衛隊の実経験を伺つたんですけれども、具体的な説明は何もございませんでした。イラクといつたような言葉がありましたけれども、非戦闘地域だったのですよね。戦闘現場 戦闘が行われる現場では元々なかつたわけですね。

よく答弁ください。ちよつと遅いので、読み上げがですね。

後方支援において弾薬が提供できるということになつておりますけれども、憲法前文に全世界の国民の平和的生存権がうたわれているところでございます。我らは、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。我らは、日本国民は、自分たちだけではなくて、全世界の国民が戦争によつて殺されない平和的生存権を持つてゐるということを確認して、この平和主義の法理が憲法の個別の条文を解釈するに当たつての解釈指針であるというのが確立した政府解釈であり、最高裁の砂川裁判にもそうした法理が示されてゐるところでござります。

有する弾薬を、韓國隊の隊員等の生命、身体を保護するためには必要なものとして弾薬提供を行つたケースがございます。このように、想定外の状況によって弾薬を融通する必要が生じる場面も現実にはあり得ると考えております。

こうしたことから、重要影響事態等に際しての諸外国に対する支援をより実効的なものとして、我が国及び国際社会の平和と安全を一層確かなものとするという観点から可能とされたものであると、このように考えてございます。

○小西洋之君 私が伺ったのは憲法の前文の平和主義の法理との関係の憲法解釈なんですけれども、何にもお答えになつておりません。

じゃ、ちょっととこの関係で伺わせていただきま
すけれども、この安保法制が強行採決されたとき
に、五党合意、いわゆる附帯決議が付されてい
て、それについて後に内閣が、その附帯決議の趣

自衛隊、二十年以上にわたり数多くのPKOにあ
るいはイラク、あるいはインド洋等における
らの活動の実録を讀んでまづてござります

ことについては何の答弁もございません。
実は、代表質問でも同じ質問を総理にさせていた
だいでいるんですねけれども、戦闘現象の真黃で

これに基づきまして、また、その際に共に活動する諸外国の軍の活動状況、こういったものも目にしているわけであります、こういったことを通じて様々な現場の実態を把握してまいつたわけであります。

安倍内閣の七・一閣議決定で立てられた法理論で
すけれども、具体的な経験に基づいてと言つてい
るんですけど、その根拠がないわけです。立法事
実がないわけです。違憲ですよ、こんなもの。

その結果、国外における他国軍隊への後方支援ということもあつても、これ幾つかありますが、後方支援というまず行為の性質上、そもそも戦闘が行われている場所で行うようなものではなく、危険を回避して活動の安全を確保した上で実施をするものであるということ、それから、現に戦闘行為が行われる現場というのは、明確に離れた場所でこれは実施されているものであると、また、現に戦闘行為が行われている現場とそれ以外の場所は、これは客観的にも区別をすることが可能で

のACCSAに基づいて、自衛隊が派遣されて後方支援をして、戦闘現場の真横で弾薬の提供活動なんかして襲われて、武力行使の一体化になつて自衛隊員が戦死したら誰が責任取るんですか、といふことを両大臣の方に申し上げたいと思います。失礼いたしました。水落副大臣、どうもありがとうございました。これでちょっと退席いただけますでしようか。

○委員長(宇都宮史君) 水落文部科学副大臣は退席いたしますので結構でござります。

いていませんから。一般的な弾薬について聞いています。どうぞお願ひいたします、簡潔に。

○政府参考人(前田哲君) 様の答へました。

憲法の基本原則の一つである平和主義につきましては、委員はもう十分御承知と思います。政府は、これは二十七年の八月十八日に提出資料として見解を申し上げてござります。

平和安全法の下での弾薬の提供でございますが、日米防衛協力が進展し、ガイドライン見直しを行つた日米協議の中でも、米側からは弾薬提供

鴻池委員長は人間かまくらの中におりましたので、国会法の規定によつて委員長は採決が多数であることを確認するという明文の条文がありますので、私は、ある方にぶん殴られたときに、鴻池委員長が人間かまくらの中に、真つ暗闇の中にいるのを見た目撃者でございますけれども、鴻池委員長は自らの目とそして頭で賛成多数を確認することができておりますんで、あのときの採決は国会法に反して違法無効であるということをこの場でちょっと申し上げさせていただきたいと思ひ

○小西洋之君 どうも副大臣、ありがとございました。
では、ちょっと続けさせていただきます。
まず、政府参考人に伺います。ある程度テンポよく答弁ください。ちょっと遅いので、読み上げがですね。
後方支援において弾薬が提供できるということになつておりますけれども、憲法前文に全世界の国民の平和的生存権がうたわれているところでございます。我らは、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。我らは、日本国民は、自分たちだけではなくて、全世界の国民が戦争によつて殺されない平和的生存権を持つていているということを確認して、この平和主義の法理が憲法の個別の条文を解釈するに当たつての解釈指針であるというのが確立した政府解釈であり、最高裁の砂川判決にもそうした法理が示されているところでございます。
防衛省の政府参考人で結構ですけれども、この全世界の国民の平和的生存権を確認する法理の下で、なぜ、日本が襲撃てもいいない、アメリカやイギリスやオーストラリア軍が戦つている戦争でそれらの軍隊に弾薬を提供することができるんでしょうか。弾薬を提供すれば、その弾薬を使つて必ずどこかの市民、国民を殺すことになります。なぜ全世界の国民の平和的生存権の法理の下でこうしたことができるんでしょうか、憲法解釈を答えていませんから。一般的な弾薬について聞いて聞いています。どうぞお願いいたします、簡潔に。
○政府参考人(前田哲君) お答えいたします。

あることを確認するという明文の条文があります。これはちょっと大事なことなので申し上げさせます。これはちょっと大事なことなので申し上げさせますけれど、私も、あのときの強行採決は国会法に反して違法無効である。なぜならば、鴻池委員長は人間かまくらの中におりましたので、国会法の規定によつて委員長は採決が多数であります。私は国及び國際社会の平和主義の法理との関係の憲法解釈なんですけれども、何にもお答えになつております。じゃ、ちょっとこの関係で伺わせていただきま
すけれども、この安保法制が強行採決されたときには、五党合意、いわゆる附帯決議が付されていて、それについて後に内閣が、その附帯決議の趣旨を尊重し、適切に対処するというふうに閣議決定しているところであります。附帯決議の第七項目でござりますけれども、弾薬の……(発言する者あり)あつ、そうですね、附帯決議は成立していないんですね、採決もしていません。

こうしたことから、重要影響事態等に際しての諸外国に対する支援をより実効的なものとして、我が国及び國際社会の平和と安全を一層確かなものとするという観点から可能とされたものであると、このように考えてございます。

○小西洋之君 私が伺つたのは憲法の前文の平和主義の法理との関係の憲法解釈なんですけれども、何にもお答えになつておりません。

有する弾薬を、韓國隊の隊員等の生命、身体を保護するため必要なものとして弾薬提供を行つたケースがございます。このように、想定外の状況によって弾薬を融通する必要が生じる場面も現実にはあり得ると考へてゐるわけであります。

繰り返しませんが、基本的には、この二つの大切な認識の下に、核兵器国と非核兵器国の協力の下に、現実的、実践的な取組を積み重ねるというものであります。

今回の会議において、我々は参加をし、そして考え方を主張いたしました。しかしながら、会議自体が核兵器国が参加をしていない、そして日本とともに行動してきた中道国もほとんど参加をしていない、こういった中ですで、核兵器国と非核兵器国協力という観点からは逆効果になってしまふ、こういったことから以後の参加を見合わたたということであります。

我が国としては、今行われているNPTですが、CTBTですかFMCCTですか、こうした核兵器国と非核兵器国が共に参加している枠組みを辛抱強く追求していくべきだと思います。こうした追求を行うことによって、核兵器の国際社会におけるレベルを全体として引き下げていき、これは今回核兵器禁止条約交渉の中でも申し上げたところですが、最小限ポイントという考え方方に立つて今後議論を進めるべきではないか、このようについています。

要は、様々な今の取組を全体として進めながら、国際社会全体の核兵器の水準を下げ、一定の最小限ポイントというポイントまで引き下げた段階で法的拘束力のある条約を導入することによって、最後、核兵器のない世界にたどり着く、こういったシナリオを考えていくべきだと我が国は思っています。この法的拘束力のある条約の使い方を間違えてしまうと、このシナリオが進まなくなってしまう、逆行してしまう、こういった懸念を今回の会議におきましても我が国は主張をしたわけであります。

是非、我が国この基本的な考え方、これ、国連の総会の決議においても百六十か国を超える多くの国々から賛同を得ています。この考え方を今後とも追求していきたい、このように考えています。

○小西洋之君

伺いたいところですが、時間です

ので終わります。ありがとうございました。
○委員長(宇都隆史君) 午前の質疑はこの程度に
とどめ、午後三時十分まで休憩いたします。
午後零時六分休憩